

令和3年度



特産品コンクール 出品者募集!

鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は県産農林水産物の特徴を活かした加工食品で、売れ出してもまない新商品の中から優れた商品を表彰し、県内外にPRします!

応募資格

○鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人

審査方法

○次の基準をすべて満たす商品とし、出品数は1事業者につき5点以内とします。

- ①鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。
- ②平成31年4月1日～令和3年8月31日の期間に商品化又は改良(パッケージや内容量のみの変更等を除く。)され、販売実績のあるもの。
- ③食品表示法(平成25年法律第70号)及び農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)に定める「日本農林規格」、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、計量法(平成4年法律第51号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、医薬品、医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の関係規定に違反しないもの。
- ④商品の製造において「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に基づく適正な衛生管理を実施していること。
- ⑤容器包装リサイクル法に基づく適切な再商品化義務履行を行っていること。
- ⑥出品の際、変質又は破損しないもの。
- ⑦審査用に指定期日までに応募商品を13人分提供できること。(費用は応募者負担)

審査

○各審査員において、応募の際に提出された申込書及び応募賞品の実食をもとに審査・採点し、審査員の合議により受賞品を決定。

*食品表示及び衛生管理について受賞後に違反が確認された場合、受賞を取り消すことがあります。

表彰

○最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞(予定) 受賞者には受賞ロゴマークデータを差し上げます

その他

○事務局から別途実食審査用商品の発送について連絡します。発送経費は、参加者の負担とします。

審査までに消費期限を超過しないように、消費期限には2週間程度の余裕があるようご注意ください。

○受賞商品は県のホームページで掲載します。また、BSSラジオ「食のみやこ鳥取探検隊が行く」、日本海新聞「食いたんぼう」で優先的に紹介します。

○コロナウイルス感染拡大の状況により、日程を変更する場合があります。

応募期限

令和3年10月29日(金) 午後5時必着

申し込み・問合せ先

○申込方法 申込書に応募商品1点、商品を説明できるパンフレット等15部を添えて郵送してください。

○申込・問合せ先 〒680-8570 鳥取県 市場開拓局食のみやこ推進課

電話 0857-26-7807

ファックス 0857-21-0609

電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/

食のみやこ

検索

※申込書はホームページからもダウンロードできます